

業 務 概 要 書

1	業務件名	地中送電線新設に伴う測量																												
2	業務期間	(自) 2024年 4月 ~ (至) 2024年 7月																												
3	業務場所	愛媛県今治市																												
4	業務目的	送電線路の工事に伴い、工事区間の現地測量等を行うとともに、平面図など、工事管理資料を作成・修正する																												
5	業務内容	<p>実施項目は、以下の通り（数量入力個所が対象）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 55%;">概要</th> <th style="width: 15%;">数量</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基準点測量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル布設ルート of 始点、終点、屈曲点に基準点を設けるほか直線部分では中心線上に20m間隔に測点を設置 ・設置する基準点の精度は三等三角点と同等以上 </td> <td style="text-align: center;">1 式</td> <td style="text-align: center;">地中ルート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中心測量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル布設ルートに沿って測量中心線を設定し、基準点を設置 </td> <td style="text-align: center;">0.4 km</td> <td style="text-align: center;">地中ルート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">縦断測量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中心測量に基づく縦断測量の実施 ・測量中心線に沿って基準点からの距離および高低差を測量 ・基準点は最低1箇所既知の水準点との高低差を測定 ・縦断図にはケーブル布設ルート上の他設備交差物件を記載（用途、管路径、深さを含む） ・実測縦断図の作成（縮尺：縦1/100, 横1/200） </td> <td style="text-align: center;">0.4 km</td> <td style="text-align: center;">地中ルート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平面測量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測量中心線と道路および埋設物ならびに隣接する建造物その他の地上工作物との位置関係を測定 ・道路部分の測量範囲は、道路に面した両側建造物まで、交差点では交差点より10mの範囲を測定 ・実測平面図の作成（縮尺：縦・横1/200） </td> <td style="text-align: center;">0.4 km</td> <td style="text-align: center;">地中ルート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各測量項目について再測 ・検測結果表の作成 </td> <td style="text-align: center;">0.4 km</td> <td style="text-align: center;">地中ルート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">横断測量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中心測量に基づく横断測量の実施 ・埋設物および隣接建造物との位置関係を記載 ・ケーブル布設ルート終点では変電所外柵、鉄塔、LS、LA他既設構造物をすべて記載（1L・2Lとも） ・実測横断図の作成（縮尺：縦・横：1/40） </td> <td style="text-align: center;">5 箇所</td> <td style="text-align: center;">地中ルート</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	数量	備考	基準点測量	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル布設ルート of 始点、終点、屈曲点に基準点を設けるほか直線部分では中心線上に20m間隔に測点を設置 ・設置する基準点の精度は三等三角点と同等以上 	1 式	地中ルート	中心測量	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル布設ルートに沿って測量中心線を設定し、基準点を設置 	0.4 km	地中ルート	縦断測量	<ul style="list-style-type: none"> ・中心測量に基づく縦断測量の実施 ・測量中心線に沿って基準点からの距離および高低差を測量 ・基準点は最低1箇所既知の水準点との高低差を測定 ・縦断図にはケーブル布設ルート上の他設備交差物件を記載（用途、管路径、深さを含む） ・実測縦断図の作成（縮尺：縦1/100, 横1/200） 	0.4 km	地中ルート	平面測量	<ul style="list-style-type: none"> ・測量中心線と道路および埋設物ならびに隣接する建造物その他の地上工作物との位置関係を測定 ・道路部分の測量範囲は、道路に面した両側建造物まで、交差点では交差点より10mの範囲を測定 ・実測平面図の作成（縮尺：縦・横1/200） 	0.4 km	地中ルート	検 測	<ul style="list-style-type: none"> ・各測量項目について再測 ・検測結果表の作成 	0.4 km	地中ルート	横断測量	<ul style="list-style-type: none"> ・中心測量に基づく横断測量の実施 ・埋設物および隣接建造物との位置関係を記載 ・ケーブル布設ルート終点では変電所外柵、鉄塔、LS、LA他既設構造物をすべて記載（1L・2Lとも） ・実測横断図の作成（縮尺：縦・横：1/40） 	5 箇所	地中ルート
項目	概要	数量	備考																											
基準点測量	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル布設ルート of 始点、終点、屈曲点に基準点を設けるほか直線部分では中心線上に20m間隔に測点を設置 ・設置する基準点の精度は三等三角点と同等以上 	1 式	地中ルート																											
中心測量	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル布設ルートに沿って測量中心線を設定し、基準点を設置 	0.4 km	地中ルート																											
縦断測量	<ul style="list-style-type: none"> ・中心測量に基づく縦断測量の実施 ・測量中心線に沿って基準点からの距離および高低差を測量 ・基準点は最低1箇所既知の水準点との高低差を測定 ・縦断図にはケーブル布設ルート上の他設備交差物件を記載（用途、管路径、深さを含む） ・実測縦断図の作成（縮尺：縦1/100, 横1/200） 	0.4 km	地中ルート																											
平面測量	<ul style="list-style-type: none"> ・測量中心線と道路および埋設物ならびに隣接する建造物その他の地上工作物との位置関係を測定 ・道路部分の測量範囲は、道路に面した両側建造物まで、交差点では交差点より10mの範囲を測定 ・実測平面図の作成（縮尺：縦・横1/200） 	0.4 km	地中ルート																											
検 測	<ul style="list-style-type: none"> ・各測量項目について再測 ・検測結果表の作成 	0.4 km	地中ルート																											
横断測量	<ul style="list-style-type: none"> ・中心測量に基づく横断測量の実施 ・埋設物および隣接建造物との位置関係を記載 ・ケーブル布設ルート終点では変電所外柵、鉄塔、LS、LA他既設構造物をすべて記載（1L・2Lとも） ・実測横断図の作成（縮尺：縦・横：1/40） 	5 箇所	地中ルート																											
6	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・測量は、国土交通省国土地理院制定の「世界測地系」により実施 ・国土基本図図式の規定および「電気工作物に関する官庁手続きの手引き（当社貸与）」に準じて作成 																												